

昭和六十年法律第六十四号

米州投資公社への加盟に伴う措置に関する
法律

1 政府は、米州投資公社に対し、六百二十六万
合衆国ドルの範囲内において、アメリカ合衆国
通貨により出資することができる。

2 前項の規定により出資することができる金額
のほか、政府は、米州投資公社に対し、予算で
定める金額の範囲内において、アメリカ合衆国
通貨又は本邦通貨により出資することができ
る。

附 則 抄

1 この法律は、米州投資公社を設立する協定が
日本国について効力を生ずる日から施行する。